

神労発基0228第9号
令和7年2月28日

関係団体の長 殿

神奈川労働局長
(公印省略)

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」について

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」（令和7年厚生労働省告示第25号）については、令和7年2月19日に告示され、令和9年4月1日から適用されることとされたところです。

今般、別添のとおり、その改正の趣旨、内容等について、令和7年2月19日付け基発0219第5号により、厚生労働省労働基準局長から通知がありましたので貴団体におかれましては、会員事業者に対し、今回の改正の趣旨、内容等を周知いただきますようお願い申し上げます。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」について

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」(令和 7 年厚生労働省告示第 25 号) が令和 7 年 2 月 19 日に告示され、令和 9 年 4 月 1 日から適用することとされたところである。その改正の内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の概要等

1 改正の趣旨

がん原性物質は、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの(令和 4 年厚生労働省告示第 371 号)において、則第 12 条の 5 第 1 項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格 Z 7252 (GHS に基づく化学品の分類方法)の附属書 B に定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物(エタノール及び特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号)第 38 条の 4 に規定する特別管理物質を除く。)であって、令和 3 年 3 月 31 日までの間において当該区分に該当すると分類されたものと定められている。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和 7 年政令第 35 号)により、リスクアセスメント対象物の範囲が、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと「令和 6 年 3 月 31 日」までに区分された物のうち、厚生労働省令で定めるものと改正されることから、本告示により、がん原性物質の範囲について、「令和 6 年 3 月 31 日」までに区分されたものに変更を行ったものであること。

2 適用期日

令和 9 年 4 月 1 日

3 その他

本告示適用後のがん原性物質の一覧は、厚生労働省ホームページで令和 7 年 3 月を目途に公表する予定であること。

○厚生労働省告示第二十五号

労働安全衛生規則第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年二月十九日

厚生労働大臣 福岡 資磨

労働安全衛生規則第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示

労働安全衛生規則第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和四年厚生労働省告示第三百七十一号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二條の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格 Z 七二五二（GHS に基づく化学品の分類方法）の附属書 B に定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八條の四に規定する特別管理物質を除く。）であつて、令和六年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたものとする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七條の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二條の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格 Z 七二五二（GHS に基づく化学品の分類方法）の附属書 B に定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八條の四に規定する特別管理物質を除く。）であつて、令和三年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたものとする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。